

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-15)

| | | | | | | |
|-------------------------------|--|-----------|----------|-------|----------|-----|
| 施策名 | 目標4-2 各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進 | | | | | |
| 施策の概要 | 各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する | | | | | |
| 達成すべき目標 | 定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | |
| | 予算の状況 (百万円) | 当初予算(a) | 552 | 614 | 585 | 527 |
| | | 補正予算(b) | 203 | 497 | 500 | 0 |
| | | 繰越し等(c) | 98 | △ 304 | (※記入は任意) | |
| | | 合計(a+b+c) | 853 | 807 | (※記入は任意) | |
| 執行額(百万円) | 831 | 687 | (※記入は任意) | | | |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 日本再興戦略 二. 戦略市場創造プラン テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|-------------|-------------|------|------|------|------|------|----|
| 測定指標 | 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 27年度 | × |
| | | - | 「別紙のとおり」 | | | | | | |
| | | 年度ごとの目標値 | / | - | - | - | - | - | / |
| | 家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率(%) | 基準 | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 |
| | | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 27年度 | ◎ |
| | | - | 「別紙のとおり」 | | | | | | |
| | | 年度ごとの目標 | / | - | - | - | - | - | / |
| | 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 27年度 | × |
| | | - | 「別紙のとおり」 | | | | | | |
| | | 年度ごとの目標値 | / | - | - | - | - | - | / |
| | 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%) | 基準 | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 |
| | | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 27年度 | ○ |
| | | - | 「別紙のとおり」 | | | | | | |
| | | 年度ごとの目標 | / | - | - | - | - | - | / |
| | 資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の自主回収・再資源化率(%) | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 |
| | | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 27年度 | ◎ |
| | | - | 「別紙のとおり」 | | | | | | |
| | | 年度ごとの目標値 | / | - | - | - | - | - | / |
| 自動車リサイクル法における自動車破碎残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率(%) | 基準 | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 | |
| | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 27年度 | ○ | |
| | - | 「別紙のとおり」 | | | | | | | |
| | 年度ごとの目標 | / | - | - | - | - | - | / | |
| 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万ト] | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 | |
| | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 27年度 | - | |
| | - | 「別紙のとおり」 | | | | | | | |
| | 年度ごとの目標値 | / | - | - | - | - | - | / | |
| (間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数(全市町村数に対する割合)[市町村数(%)] | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 達成 | |
| | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 27年度 | × | |
| | - | 「別紙のとおり」 | | | | | | | |
| | 年度ごとの目標値 | / | - | - | - | - | - | / | |
| (間接)小型家電リサイクル法に基づく制度参加自治体人口(全人口に対する割合)[万人(%)] | 基準 | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 達成 | |
| | 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 27年度 | - | |
| | - | 「別紙のとおり」 | | | | | | | |
| | 年度ごとの目標 | / | - | - | - | - | - | / | |

| | | |
|------------------------|----------------------|--|
| | <p>目標達成度合いの測定結果</p> | <p>(各行政機関共通区分) ③(相当程度進展あり)</p> <p>○容器包装リサイクル法については、全市町村に対する分別集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器が前年に引き続き9割を超えた。また、分別収集量は、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙製容器、その他の色のガラス製容器は増加傾向にある。</p> <p>○また、容器包装廃棄物における回収率等は、それぞれ下記のとおり。(2012年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガラスびん 68.8%(リサイクル率) ・PETボトル 85.0%(リサイクル率) ・紙製容器包装 23.0%(回収率) ・プラスチック容器包装 40.9%(再資源化率) ・スチール缶 90.8%(リサイクル率) ・アルミ缶 94.7%(リサイクル率) ・飲料用紙容器 44.2%(回収率) ・段ボール 98.4%(回収率) <p>出典:3R推進団体連絡会</p> <p>○家電リサイクル法における平成25年度の再商品化率は、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の全品目について法定基準を上回る率が引き続き達成されている。なお、家電リサイクル法に基づく以外で不適正に処理されているものにつき、そのフローを調査するとともに、違法な行為については関係省庁等と連携して対策を図っている。</p> <p>○食品リサイクル法については、業種別に設定された平成24年度における再生利用等実施率の目標に対して、食品製造業及び食品小売業では達成されているが、食品卸売業及び外食産業では達していない。</p> <p>○建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成24年度の目標値を上回っているが、木材は達成されていない。</p> <p>○資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池については、いずれも目標値を上回る再資源化が実施されている。</p> <p>○自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。</p> |
| <p>評価結果</p> | <p>施策の分析</p> | <p>○容器包装リサイクル法の分別収集計画量及び実施市町村の指標について目標達成状況が芳しくないのは、容器包装リサイクル法が市町村参加型の分別収集に関する促進法であり、市町村は、容器包装廃棄物の焼却・埋立て量の削減メリットと、分別収集・選別保管に係る費用支出とを勘案しながら参加を検討している背景があるものと考えられる。</p> <p>○食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率については、分別の困難性等の理由から、食品流通の川下に行くほど低下する傾向にあり、今後、特に川下での再生利用促進施策が必要である。</p> |
| | <p>次期目標等への反映の方向性</p> | <p>【施策】</p> <p>【測定指標】</p> <p>○容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法については、各法の附則等に定められた見直し時期の到来を踏まえ、施行状況の点検・課題の整理を重点的に行い、その結果を受けた対応を検討している。</p> <p>○容器包装リサイクル法については、論点整理において、例えば、比較的市町村の参加率の低いプラスチック製容器包装に関して以下のとおり記載されているところ。</p> <p>「プラスチック製容器包装については、全国の総収集量の拡大を図るため、分別収集に取り組む市町村の増加、分別収集量の増加をどのように進めるべきか。」</p> <p>今後、当該論点に係る議論の結果を踏まえて、市町村の参加を促進し、分別収集量の増加を進めていく必要があり、業界団体等と連携を図りながら、すでに回収率が捕捉されている容器包装素材についてはこれらの率の向上を目指すとともに、回収率の在り方について検討を進めていく。</p> <p>○分別に協力していただいた住民が、再資源化されたものがどのように利用されているのか、その行方を具体的に把握できるような施策を講じることが重要であり、引き続きそれらの取組を進めていく。</p> <p>○家電リサイクル法については、点検結果のとりまとめ案において、以下のとおり記載されているところ。</p> <p>「再商品化率については、法定の水準と製造業者等が実際に達成している水準との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、国は法定の水準を引き上げるべきである。」</p> <p>今後、とりまとめの内容を踏まえて、次期の目標値を検討する必要がある。</p> <p>○食品リサイクル法については、点検結果のとりまとめ案において、以下のとおり記載されているところ。</p> <p>「特に分別の困難性等から再生利用等実施率を大きく伸ばすことが困難な外食産業等においては、個々の事業者の実際の再生利用等実施率と目標(基準実施率)が大きく乖離している場合があり、目標を達成しようという意欲が高まらず、目標が形骸化するおそれがある。</p> <p>次期の基本方針において業種別再生利用等実施率目標の再設定を行う際には、個々の事業者の目標値である基準実施率のあり方、基準実施率の基準年のあり方を含めて検討することが必要である。」</p> <p>今後、とりまとめの内容を踏まえて、次期の目標値を検討する必要がある。</p> <p>○小型家電リサイクル法が平成24年8月に公布され、平成25年4月に施行されたところ。円滑的な制度の運用と推進を図るため、市町村等の参加を促進していく必要がある。</p> <p>○資源有効利用促進法におけるパソコン及び小型二次電池の再資源化率の更なる向上のため、引き続き、製造業者等に対して調査を実施していく必要がある。</p> <p>○自動車リサイクル法については、今後予定している制度見直しにおいて施行状況の点検・課題の整理を行うため、今回の政策評価結果も踏まえて、対応の方向性等を検討する予定である。</p> |
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | | <p>○中央環境審議会循環型社会部会の容器包装の3R推進に係る小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会において、各リサイクル法の施行状況等について報告等している。</p> |

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省) ○家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省) ○食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省) ○建設副産物実態調査結果について(国土交通省) ○資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(経済産業省、環境省) ○自動車リサイクル法の施行状況(経済産業省、環境省) |
|----------------------------------|--|

| | | | | | |
|--------------|--------------------------------------|----------------------------|------------------|-----------------|----------------|
| <p>担当部局名</p> | <p>大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室</p> | <p>作成責任者名 (※記入は任意)</p> | <p>リサイクル推進室長</p> | <p>政策評価実施時期</p> | <p>平成26年6月</p> |
|--------------|--------------------------------------|----------------------------|------------------|-----------------|----------------|